

契約番号：千12-02

消費税法及び地方税法の改正に伴う消費税率変更後の
特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料についての覚書

本書は、警察共済組合千葉県支部ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と医療法人社団直心会轟クリニックほか別紙特定健康診査実施機関一覧表に示す実施機関（以下「乙」という。）とは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定により改正された消費税法（昭和63年法律第108号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定により改正された地方税法（昭和25年法律第226号）に則り、2019年4月1日付けをもって締結した2019年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書（以下「契約書」とする。）について、以下のとおり覚書を締結するものである。

契約書に基づく特定健康診査及び特定保健指導を、2019年10月1日以降に実施した場合の委託料については、別紙の「【税率変更後】1人当たり委託料単価（消費税含む。）」を適用する。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2019年10月1日

委託者（甲）

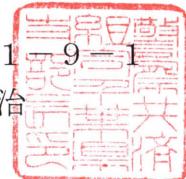
警察共済組合ほか913保険者

契約代表者

警察共済組合千葉県支部

千葉県千葉市中央区長洲1-9-1

支部長 早川 治



受託者（乙）

医療法人社団直心会轟クリニック

千葉県千葉市稻毛区轟町1-13-3

理事長 茂手木 直忠



別紙

内 訳 書

区分		【税率変更前】 1人当たり委託料単価 (消費税含む)	【税率変更後】 1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件※2
		集団健診	集団健診	
特定健康診査※1	基本的な健診の項目	7,020円	7,150円	・健診実施後に一括
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧 血 検 査 心電図検査 眼 底 検 査 血清クレアチニン検査及び e G F R	238円 1,404円 1,210円 119円	
	動機付け支援 (動機付け支援相当)	8,316円	8,470円	
	積極的支援	24,663円	25,120円	

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

※必要に応じて、保険者（健保組合等）に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接2回目を終了させる）よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。